

## 阪神教育事務所主催の研修会受講者へのお願い

受講に際しては、以下の対応への協力をお願いいたします。  
ご協力いただけない場合には、受講をお断りすることがあります。

### 特別警報発表等非常時の対応について

- ① 研修実施日の所定の時刻（研修会開始時刻が午前の場合は「午前7時」、午後の場合は「午前10時」）に、下表に示すとおり、対象地域に防災気象情報等が発表されている場合は、研修を中止します。

| 対象地域         | 防災気象情報等                  |
|--------------|--------------------------|
| 阪神地域のいずれかの市町 | レベル5 特別警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮） |
|              | 特別警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）       |
|              | 特別警報に位置づけられる大津波警報等※      |
| 研修会場所在地      | レベル4 危険警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮） |

※特別警報に位置づけられる警報等については、気象庁のHPをご覧ください。

<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-jikazan.html>

- ② 研修実施日の所定の時刻（研修会開始時刻が午前の場合は「午前7時」、午後の場合は「午前10時」）に、下表に示すとおり、対象地域に防災気象情報等が発表されている場合は、安全を最優先とし、研修の受講については、所属長の指示に従ってください。

| 対象地域             | 防災気象情報等                  |
|------------------|--------------------------|
| 在勤地              | レベル4 危険警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮） |
| 研修会場所在地<br>又は在勤地 | レベル3 警報（氾濫、大雨、土砂災害、高潮）   |
|                  | 警報（暴風、波浪、大雪、暴風雪）         |
|                  | 津波警報                     |

- ③ その他、感染症（インフルエンザ等）の流行や公共交通機関の計画運休等、非常事態が発生したときも、所属長の指示に従ってください。
- ④ 所属長の指示により、受講を取り止めることとなった場合、市町教育委員会を通じて兵庫県教育委員会阪神教育事務所に連絡するとともに欠席等の手続きをしてください。（欠席届の様式は、後日市町教育委員会を通じて送付します。）